長崎市議会議員政治倫理条例の概要

条例の骨格

政治倫理審査会

調査請求権

政治倫理基準 問責制度

宣 誓 書 の 提 出

請負等に関する遵守事項

社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項

長崎市政治倫理審査会条例(市議会議員政治倫理条例関係)

長崎市政治倫理審査会(学識経験者、市民で構成される第三者機関)が行う主な事務

- ・ 正副議長の資産等報告書等虚偽記載疑義
- · 政治倫理基準違反疑義
- ・ 請負等に関する遵守事項違反疑義
- ・ 社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項違反疑義
- ・ 政治倫理確立を図るため必要な事項

市民・議員からの調査請求

「求 調査、報告

市民・議員からの調査請求

調査、報告調査、報告

市民・議員からの調査請求市民・議員からの調査請求

調査、報告

調査

第8条(市民等の調査の請求)

- ▶ 市民(有権者)50人以上の連署
 - ・議員4人以上の連署

+ 証拠資料

調査請求

第4条(政治倫理基準)

- ・ 公職にある者に対して適用される法律の 遵守
- ・ 市が行う許可、請負契約等に関し、特定 の個人、企業、団体等のための有利な取 り計らいの禁止
- ・ 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附の受取り禁止
- ・ 地位を利用した金品の受取り禁止
- ・ 品位と名誉を害するような行為を慎み、 その職務に関し、不正の疑惑を持たれる おそれのある行為の禁止
- ・ 市の職員への職務に関する不当介入禁止
- ・ 市の職員に対する人事等への関与禁止

第5条(資産等報告書等の作成等)

- ・ 正副議長は資産等に関する書類を作成第6条(資産等報告書等の審査)
- ・ 議長は、資産等報告書等の写しを市長に 送付し、政治倫理審査会による審査を求 める

第7条(審査報告書の公表等)

議長は、資産等報告書等に係る審査報告書を公表

· 長崎市政治倫理審査会条例(市議会議員 · · 政治倫理条例関係)

・調査対象議員に対し資産に関する資料・等必要資料提出要求

第 12 条(職務関連犯罪による有罪判決後の説明会)

・ 有罪判決後、引き続きその職にと どまろうとする議員に対する市 民への説明会開催義務

第 13 条(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

- ・ 公職選挙法第 11 条第 1 項の規定 等により失職する場合を除き有 罪が確定した議員は辞職手続き をとる
- ・ 議会は、辞職手続きをとらない議員に対し、辞職を勧告

第3条(宣誓書の提出)

「長崎市議会議員政治倫理条例」を遵守する旨の宣誓書提出義務、公表

第14条(請負等に関する遵守事項)

- ・ 議員の配偶者、二親等以内の親族、又はこれらの者が役員をしている企業
- ・ 議員が資本金等の3分の1以上を出資している企業
- ・ 議員が役員をしているか、又は経営方針に関与している企業
- ・ 議員が報酬を受領している企業

- ・ 市発注の請負(下請負を含む)を辞退するよう努める
- ・ 議員は責任を持って関係者、関係企業の辞退届けを提出
- ・ 議長は辞退届けの提出状況を公表

第 15 条 (社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項)

- ・ 社会福祉法人、学校法人において報酬を受領する役員へ就任しないよう努める
- ・ 報酬を受領しない役員に就任した時は、当該事実を証する資料を添えて届出
- ・議長は届出の提出状況を公表